

新潟県立佐渡総合高等学校長 様

年 組

生徒氏名

## 療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

発症日（症状が最初に出た日）	令和 年 月 日
※インフルエンザの場合に記入 解熱した日	令和 年 月 日
※新型コロナウイルス感染症の場合に記入 症状が軽快した日	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。
- ・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。
- ・本届は、登校時に担任に提出してください。この様式は、本校ホームページからダウンロードするか、事務室に保護者の方が取りに来てください。

# 出席停止期間の数え方について

## インフルエンザの場合

【発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで】

〈例1〉発症してから6日目に登校可能（最短）

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						登校可能
			0日目	1日目	2日目	
			解熱			

〈例2〉発症してから8日目に登校可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								登校可能
					0日目	1日目	2日目	
					解熱			

## 新型コロナウイルス感染症の場合

【発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで】

〈例1〉発症してから6日目に登校可能（最短）

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						登校可能
			0日目	1日目		
			症状軽快			

〈例2〉発症してから8日目に登校可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								登校可能
						0日目	1日目	
						症状軽快		

※ただし、病状により医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。